

(電子版)



2022年 第38号 2022年12月12日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



一方的な就業規則変更は不利益変更

伊藤岳参院議員（共） タクシー乗務員の労働条件について質問

日本共産党の伊藤岳参議院議員が総務委員会で12月6日、実例をあげてタクシー乗務員の賃金体系変更時の賃下げについて質問し、仕事を離れていく人が続出している実態を厚生労働省、国交省へ訴えました（質問の要旨は下記）。

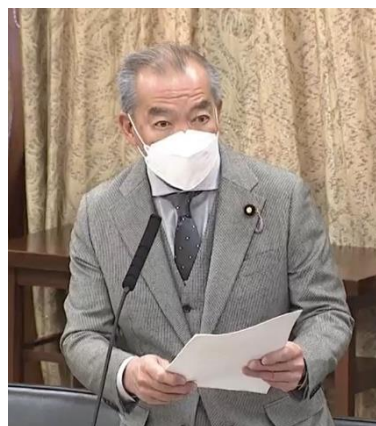
現在、全国の48運賃ブロックで運賃改定が要請、実施されていることから、改定前、改定後に賃下げ提案する事業者が散見されています。運賃改定の主旨である労働条件改善は、社会的合意であることから確実に履行させることが重要です。

【12月6日 参議院総務委員会 伊藤岳参議院議員（日本共産党）】

○伊藤岳参議院議員（共）

タクシー乗務員の労働条件については、2013年の改正タクシー特定地域特措法の附帯決議にもとづいた通達において累進歩合制の廃止、カード手数料などの事業に関する経費を乗務員負担とする慣行を見直すことを求めている。

ところが業界大手の埼玉県の飛鳥交通の大宮営業所では、今年11月から累進歩合制廃止・乗務員負担廃止の賃金改定をしたが、その新賃金の初の算定日となる12月6日、タクシー乗務員の賃下げが起きている事態が明らかとなった。厚生労働省に聞くが、累進歩合制廃止・乗務員負担廃止の賃金体系変更時に賃下げが起こらないように労働基準監督署ではどのような是正指導を行うのか。また賃下げなどの労働条件の不利益変更は、労働契約上許されるのか。



質問する伊藤岳参議院議員＝
2022. 12. 6、参議院総務委員
会（参議院インターネット中
継から）

○青山桂子厚生労働大臣官房審議官

個別の事案については回答を控えるが、累進歩合制度については自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生が

懸念されることから、望ましくないものとして厚生労働省の通達により廃止すべきとしている。労働基準監督機関は累進歩合制度を採用する事業所を把握した場合、労使間で検討の上、賃金制度を見直すなどにより廃止するよう指導しており、引き続きこの指導を徹底していく。

賃金の引き下げについては、一般論になるが、労働条件の不利益変更にあたると考えている。原則として、使用者は労働者と合意することなく一方的に就業規則を変更して労働条件を不利益に変更することはできず、就業規則の変更の有効性については労働契約法第10条の定めにもとづき、最終的には司法で判断されることとなる。

【労働契約法第9条】

使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。

ただし、次条の場合は、この限りでない。

【労働契約法第10条】

使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益変更の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則変更に係わる事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。

○伊藤議員

労働契約法上において賃下げという労働条件の不利益変更は許されないということだ。政府が物価高騰の対策は賃上げだと答弁している時にあってはならないことである。国土交通省に聞くが、国交省が発出してきた通達は労働条件を改善して賃上げすべきという趣旨だったが、なぜそうした認識なのか。

○岡野まさ子国土交通省運輸安全委員会事務局審議官

タクシー運転者の賃金等の労働条件については、基本的に労使間で決定されるべきものだと承知している。他方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、多くのタクシー運転者が離職しており、地域における移動の足を確保するにはタクシー運転者の労働環境の改善が重要であると考えている。国土交通省としては、運賃改定の申請があった場合にはすみやかに審査を行うと共に、運賃改定後に運転者の労働条件の改善状況について公表するようタクシー事業者に対して指導を行っているところだ。

○伊藤議員

本日取り上げた飛鳥交通でも、仕事を離れていく人が続出している。地域の足を守り抜くために実態調査と必要な指導を求めたい。